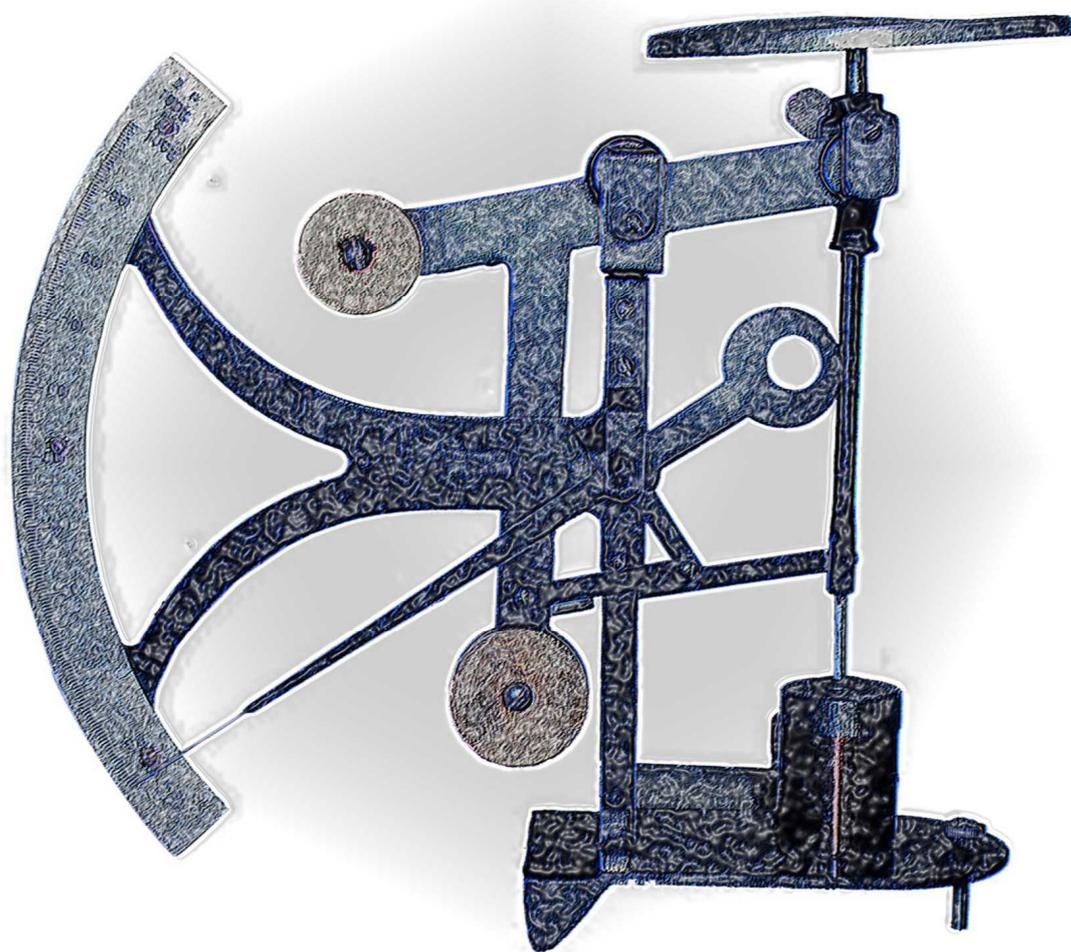


あんない



Ibaraki Prefectural Calibration Inspection Office



茨城県計量検定所

概要

計量は、私たちの生活になくてはならない「はかる」ことの基準となる単位を定め、計る道具としての正確な計量器が供給され、商取引における正確な計量が確保されなければなりません。

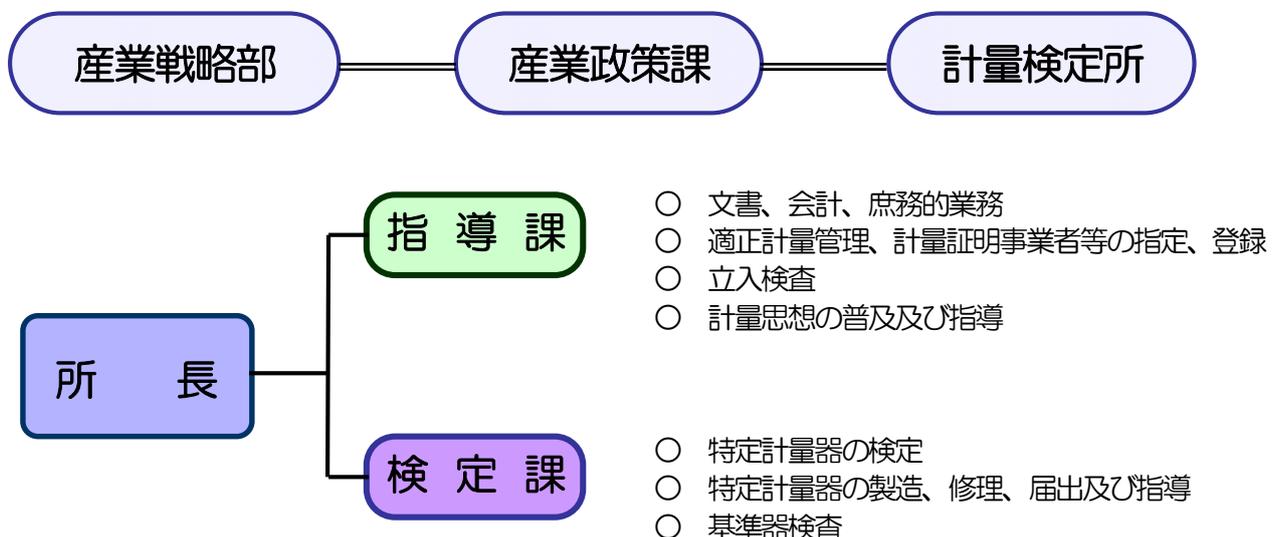
当所は、茨城県行政組織条例に基づき設置された行政機関で「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与すること」という計量法の目的を達成するために、次のような業務を行っています。

1. 特定計量器の検定及び基準器検査
2. 商品量目及び特定計量器の立入検査
3. 計量関係事業者の登録、指定、届出等
4. 計量に関する普及指導
5. その他の計量に関すること

沿革

明治 8年 8月 5日	度量衡取締条例制定（太政官達135号）
明治24年 3月23日	度量衡法制定
明治26年 1月 1日	度量衡法施行、度量衡検定所設置
明治36年12月15日	茨城県度量衡検定所と改称
昭和26年 6月 7日	計量法を公布（法律第207号）
昭和27年 3月 1日	計量法施行
昭和27年 5月14日	茨城県計量検定所と改称
昭和47年11月 1日	県庁本庁舎より現在地に移転（水戸市三の丸3-14-3）
昭和49年 6月 1日	庶務課、検定課、検査課の3課制となる
平成 4年 5月20日	新計量法公布
平成 5年11月 1日	新計量法の施行
平成21年 4月 1日	指導課、検定課の2課制となる

組織と業務内容



■ 身近にある計量

暮らしの中では、電気・ガス・水道の使用量やスーパーなどで販売されている肉や魚などの食料品の計量にいろいろな計量器が使用されています。また、環境を監視するための大気汚染を測定する計量器や、健康管理に欠かせない体温計や血圧計なども使用されており「はかる」行為は、日々の暮らしと密接なかかわりを持っています。

もし「メーター」や「はかり」などが正確でなかったり、正しく使用されていなかったりしたら、日々の生活はどうなるでしょうか。

正しい計量をすることにより、取引・証明の適正、環境の維持、健康管理など快適な暮らしをするために大切な役割を果たします。

■ メーターの有効期間

検 定 有 効 期 間 (抜粋)	有 効 期 間
○ タクシーメーター	1年
○ 水道メーター	8年
○ 燃料油メーター (自動車等給油メーター)	7年
○ 燃料油メーター (車載燃料油メーター)	5年
○ 液化石油ガスメーター	4年
○ ガスメーター (都市・プロパン)	7年 又は 10年
○ 電 力 量 計	5年、7年 又は 10年

■ 検定等合格シール

茨城県において、検定等に合格した器物には次の有効期限シールが貼付されます。



燃 料 油 メ ー タ ー



タ ク シ ー メ ー タ ー

家庭用計量器

ヘルスメーターやベビースケール、キッチンスケールなど主に家庭内で使用される計量器で、その正確性を確保するために製造等において、基準に適合した計量器に一定のマークが付されます。

また、これらの計量器は取引・証明に使用することはできません。



特定計量器

特定計量器とは、消費者を対象とした取引・証明に使用される計量器や、生命・健康に関する計量器について、適正な計量を確保するために構造や器差などの基準を政令で定めた計量器をいいます。

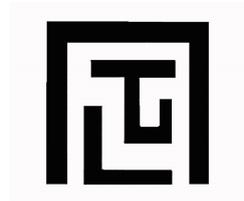
検 定

正確な計量器の供給と、性能や使用条件などから有効期間が定められている特定計量器（タクシメーター、燃料油メーター、水道メーター等）の精度を確保するために、法令の基準に適合しているかどうか検定を行い、合格した特定計量器には検定証印が付され、検定有効期間のある特定計量器には有効期間の満了年月印が付されます。

（質量計には、検定合格年月印が付されます。）

装置検査証印
（タクシメーター）
（鉛玉）

検 定 証 印



（表）



（裏）



有効期限
2020年4月



タクシメーター検定



燃料油メーター検定

基準器検査

基準器は、特定計量器の検定や検査に用いる標準となるもので、計量行政機関のほ

か製造・修理事業者、適正計量管理事業所、計量士等が検査に用いるものです。基準器検査に合格すると基準器検査証印が付されるとともに、基準器検査成績書が発行されます。



基準器検査証印



定期検査

商店・工場・事業場・病院などで取引や証明に使用している「はかり」は2年に1回、知事または特定市町村長（本県では水戸市、日立市、つくば市）が行う定期検査を受けなければなりません、また、検査に合格した特定計量器には定期検査済証印が付されます。

※ 知事が行う定期検査は、平成21年4月1日から、茨城県指定定期検査機関として、一般社団法人茨城県計量協会が実施しています。

定期検査済証印
(シール)
(2019年12月検査)



定期検査免除
(シール)
(西暦表記)



立入検査

消費者の保護を図るため、デパート・スーパー・一般小売店・食品製造業などで使用されている「はかり」が正しく使用され、商品の量目を正しく計量し販売されているかどうか、燃料油メーター・タクシーメーター等を有効期限内で使用しているか、また、各家庭で使用され



燃料油メーター立入検査



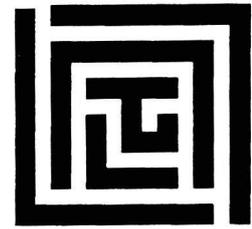
商品量目立入検査

ているガスメーター・水道メーター等の取引や証明に使われている計量器について立入検査を実施しているほか、取引・証明に係る工場や店舗並びに計量関係事業者への立入検査も実施しています。

指定製造事業者制度

一定の水準の製造・品質管理能力を有すると認められ、経済産業大臣の指定を受けた製造事業者が型式承認を受けている計量器を製造した場合には、その製品の検定が免除される制度です。

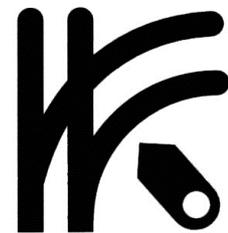
自社検査を行い合格した特定計量器には、基準適合証印を付することができます。基準適合証印が付された特定計量器は、取引・証明に使用することができます。



基準適合証印

適正計量管理事業所の指定

デパートやスーパー、工場などで適正な計量管理を実施・推進していると認められる事業者は、適正計量管理事業所の指定を受けることができますとともに、定期検査が免除され適正計量管理事業所であることの標識を掲げることができます。



適正計量管理事業所標識

計量証明事業の登録

運送や売買を目的とした貨物の計量および、濃度や騒音など環境分析業務を行い、その結果を証明する事業を行おうとするときは、事業所ごとに知事（計量検定所長）への登録が必要です。

〈登録ロゴ〉



計量証明事業者標章

〈認定ロゴ〉



認定特定計量証明事業者標章

計量証明検査

計量証明事業者が使用している特定計量器（トラックスケール、濃度計、振動レベル計、騒音計等）は定められた期間毎に、計量証明検査を行い合格すると計量証明検査済証印が付されます。

※ 質量計（トラックスケール）の計量証明検査は、平成21年4月1日から、茨城県指定計量証明検査機関として、一般社団法人茨城県計量協会が実施しています。

計量証明検査済証印
(シール)

茨城県

(一社) 茨城県計量協会



(2019年4月検査)

届 出

○ 特定計量器の製造・修理事業

特定計量器の製造を行おうとするときは経済産業大臣へ、修理事業を行おうとするときは知事（計量検定所長）への届出が必要です。

○ 特定計量器の販売事業

非自動はかり、分銅及びおもりの販売事業を行おうとするときは、知事（計量検定所長）への届出が必要です。

普及・指導活動

県民の計量に関する意識の高揚を図るため県は、（一社）茨城県計量協会と共催により「計量記念日11月1日」には街頭広報を行うほか、11月を計量強化月間とし、生活と計量の関わりや重要性について認識していただくため、市町村等が開催する消費生活展等に参加し計量思想の普及啓発に努めています。

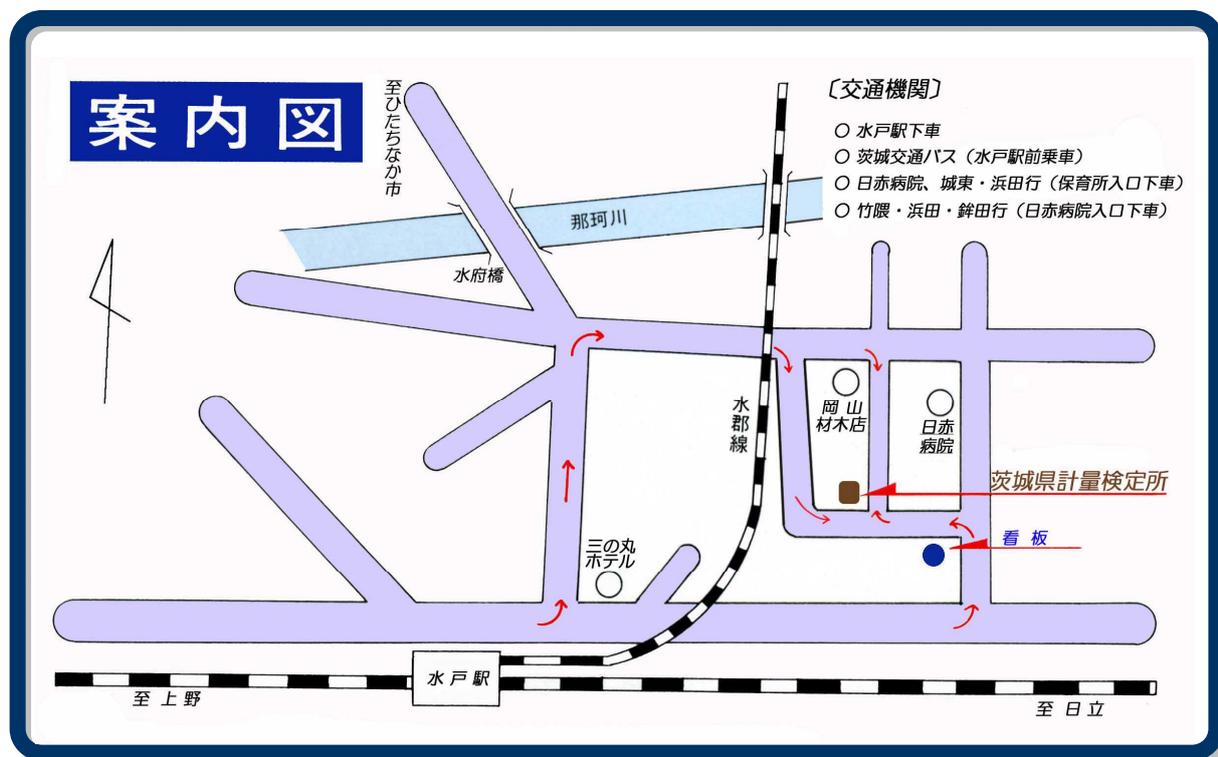
また、事業所の責任者や担当者を対象に計量管理講習会を開催するとともに、常時計量に関する相談に応じています。

街頭広報活動（水戸駅）



消費生活展（水戸市）

11月1日は、 計量記念日です。



茨城県計量検定所

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/keiken/shido/>

〒310-0011 水戸市三の丸3丁目14番3号

T E L 029 (221) 2763

F A X 029 (221) 2764

E-mail keiken@pref.ibaraki.jp